

議案第110号

沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「、水道事業」の次に「、簡易水道事業」を加える。

第1条の2第1項中「水道事業」の次に「及び簡易水道事業」を加える。

第1条の3に次の1項を加える。

2 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を令和3年4月1日から適用する。

第3条第4項を同条第5項とし、同条第3項第2号中「別表」を「別表第2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 簡易水道事業の経営の規模は、別表第1に定めるとおりとする。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	給水区域	計画給水人口 (人)	計画給水量 (m^3 /日)
下久屋上簡易水道	下久屋町の一部、上久屋町の一部	300	45.0
上久屋簡易水道	上久屋町の一部	540	293.2
佐山簡易水道	佐山町の一部	200	47.5
発知簡易水道	佐山町の一部、上発知町、中発知町、発知新田町、下発知町、岡谷町、奈良町の一部、秋塚町、町田町の一部	2,700	1,658.0
奈良大倉簡易水道	奈良町の一部	110	17.0
硯田簡易水道	榛名町の一部、清水町の一部、薄根町、戸鹿野町の一部、下沼田町の一部、白岩町の一部、硯田町、恩田町	4,900	1,401.4

三峯簡易水道	下沼田町の一部、白岩町の一部、井土上町、宇楚井町、原町、堀廻町、大釜町、善桂寺町、石墨町の一部、町田町の一部	3,600	1,260.0
町田町簡易水道	下沼田町の一部、白岩町の一部、戸神町、町田町の一部	760	181.5
上川田簡易水道	上川田町	630	278.0
川田簡易水道	下川田町、屋形原町の一部	2,800	984.0
今井町簡易水道	今井町	180	27.0
屋形原簡易水道	屋形原町の一部	750	113.0
岩本簡易水道	岩本町の一部	700	113.0
上野簡易水道	岩本町の一部	126	95.0
白沢簡易水道	白沢町	4,300	3,140.0
利根北部簡易水道	利根町平川の一部、利根町の追貝、高戸谷、大揚、老神、大原、園原	4,240	2,484.0
利根南部簡易水道	利根町の輪組、多那、二本松、青木、利根町砂川の一部	910	418.0
平原簡易水道	利根町平川の一部	210	31.5
穴原簡易水道	利根町穴原の一部	190	30.5
根利簡易水道	利根町根利	480	164.0
日影南郷簡易水道	利根町日影南郷	230	64.0
日向南郷簡易水道	利根町日向南郷	180	27.0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(沼田市情報公開条例の一部改正)

- 2 沼田市情報公開条例(平成10年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」の次に「(上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を加える。

(沼田市個人情報保護条例の一部改正)

- 3 沼田市個人情報保護条例(平成17年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市長」の次に「(上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を加える。

(沼田市部設置条例の一部改正)

- 4 沼田市部設置条例(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号クを削る。

(沼田市特別会計条例の一部改正)

- 5 沼田市特別会計条例(昭和39年条例第8号)の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、電気事業特別会計を設置する。

(沼田市農業集落排水事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

- 6 沼田市農業集落排水事業受益者分担金徴収に関する条例(平成6年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第32号)第3条第4項第2号」を「沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第32号)第3条第5項第2号」に改める。

(沼田市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正)

- 7 沼田市水洗便所改造資金貸付条例(昭和55年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第32号)第3条第4項第2号」を「沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第32号)第3条第5項第2号」に改める。

(沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 8 沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部

を次のように改正する。

第4条中「基づき水道事業」の次に「、簡易水道事業」を加える。

(沼田市簡易水道設置条例の一部改正)

- 9 沼田市簡易水道設置条例（昭和50年条例第32号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

沼田市簡易水道条例

第1条中「設置及び」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第5条中「市長」を「簡易水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」とう。）」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第8条中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条第1項、第15条及び第16条中「市長」を「管理者」に改める。

第19条を次のように改める。

(委任)

第19条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(沼田市簡易水道事業給水条例の一部改正)

- 10 沼田市簡易水道事業給水条例（昭和50年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沼田市簡易水道設置条例（昭和50年条例第32号）第3条」を「沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）第3条第3項」に改める。

第38条中「沼田市簡易水道設置条例」を「沼田市簡易水道条例（昭和50年条例第32号）」に改める。

(沼田市簡易水道新設及び拡張事業分担金徴収条例の一部改正)

- 11 沼田市簡易水道新設及び拡張事業分担金徴収条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「上久屋簡易水道」を「上久屋簡易水道、上野簡易水道」に改める。

